

令和6年度薬事関係研修会

保険調剤における オンライン服薬指導について

茨城県薬剤師会
医療保険委員会

離島・過疎地への対応であったものが・・・

新型コロナの世界的流行
「リモートでの参加」を知った
「非接触での意思疎通」を知った



国民は「オンライン」というツールを知った

令和2年度の薬機法改正から 現在に至るまでのルールの変化

オンライン服薬指導を実施するにあたり・・・

- ①厚生局への届出は不要となった
- ②服薬管理指導料の算定上限がなくなった
- ③新規の患者であっても実施が可能となった
- ④新規の薬剤であっても実施が可能となった

※医療機関側のオンライン診療に関しては、初診の患者に対して処方できない薬剤が一部ある

- ⑤服薬指導計画の作成は不要となった

オンライン服薬指導に係る各種通知

- 以下の通知等で、具体的な事項が定められている。

厚生労働省通知等

- ✓ オンライン服薬指導の実施要領について(令和4年9月30日)
- ✓ オンライン服薬指導の実施要領に係るQ & A について
(令和4年9月30日)
- ✓ 「オンライン服薬指導における処方箋の取扱いについて」の
改定について(令和4年9月30日)
- ✓ オンライン診療の適切な実施に関する指針
(令和4年1月一部改訂)
- ✓ オンライン診療の利用手順の手引き書(令和6年3月)
- ✓ オンライン診療の利用手順の手引き書
(処方薬の受け渡し方法)(令和6年3月)

第1 オンライン服薬指導について

- オンライン服薬指導については、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことが可能な方法であって、患者の求めに応じて、その都度薬剤師の判断と責任に基づき、行うことができるものとする。



映像 & 音声



指導後に配送

調剤報酬においては
服薬管理指導料4(情報通信機器を用いた服薬指導)
を算定するケースが該当

第2 オンライン服薬指導の実施要件

(1) 薬剤師の判断で行うものであること

- 薬局開設者は、オンライン服薬指導の実施に際して、その都度、当該薬局の薬剤師の判断と責任に基づき、行わせること。
- 当該患者の服薬状況等を把握した上で実施すること。
- 使用にあたり手技が必要な薬剤については、薬剤師がオンライン服薬指導の実施を困難とする事情がないか確認すること。
- オンライン服薬指導を行うことが困難であると判断した場合、対面での服薬指導を受けるよう促すこと。

- 患者の服薬状況の把握は、対面と同様に、例えば、以下の情報のいずれか又は組み合わせによることが考えられる。

- (ア) 患者が保有するお薬手帳に基づく情報
- (イ) 患者の同意の下で、当該患者が利用した他の薬局から情報提供を受けて得られる情報
- (ウ) 処方箋を発行した医師の診療情報(患者から聴取した情報も含む)
- (エ) 患者から聴取した併用薬、副作用歴その他参考となる情報

情報共有機能を持つアプリの利用
または写真データの共有も想定される

(2) 患者にあらかじめ示しておくこと

- 薬局開設者は、当該薬局の薬剤師に、
次に掲げるオンライン服薬指導に関する必要事項を
明らかにした上で実施させること。
 - (ア) オンライン服薬指導を行うことの可否についての判断に係る事項
 - (イ) オンライン服薬指導に係る情報の漏えい等の危険に関する事項

掲示物や薬局ホームページ、
アプリからの表示も可能

第3 実施する際の留意事項

- 薬剤師は、オンライン服薬指導等を行うに当たり、調剤する薬剤の性質や患者の状態等を踏まえ、必要に応じ、以下の対応等を行うこと。
 - ✓ 薬剤情報提供文書等を患者に送付し服薬指導等を実施する(画面に表示しながらも可)
 - ✓ 薬剤交付後の服用期間中に、服薬状況の把握や副作用の確認などを実施する
 - ✓ 必要な情報を、処方した医師にフィードバックする

患者さんの状態によって、場合によって、服薬情報等提供料2のイを算定することもある

服薬情報等提供料2

- ① 調剤後も患者の服用薬や服薬状況に関する情報等を把握し、保険医療機関、介護支援専門員に当該情報を提供することにより、医師の処方設計及び患者の服薬の継続又は中断の判断の参考とする等、保険医療機関等と保険薬局の連携の下で医薬品の適正使用を推進することが目的

服薬情報等提供料 1	服薬情報等提供料 2	服薬情報等提供料 3
医療機関の求め	<u>薬剤師判断</u>	入院予定の医療機関等の求め
医療機関に情報提供 30点	医療機関、介護支援専門員に情報提供 20点	入院予定の医療機関等に情報提供 50点

服薬情報等提供料2のイ

条件(月1回に限り)	点数
イ <u>医療機関に対して、患者の服薬状況等について文書等により提供した場合</u>	20点
ロ <u>リフィル処方箋に基づく調剤後、処方医に当該患者の服薬状況等を文書等により提供した場合</u>	20点
ハ <u>介護支援専門員に対して、患者の服薬状況を踏まえた薬学的な分析に基づき、特に必要な情報を文書等により提供した場合</u>	20点

実地での服薬指導同様、一律に算定するものではなく、あくまで患者さんの状態によって、実施

第4 その他の留意事項

(1) オンライン服薬指導の体制

- 薬歴管理が適切に行われるために、オンライン服薬指導は、患者の意向の範囲内で、かかりつけ薬剤師・薬局により行われることが望ましいこと。

(2) 訪問診療を受ける患者への対応

- 複数の患者が居住する介護施設等においては、患者ごとにオンライン服薬指導の実施可否を判断すること。
複数人が入居する居室の場合においても、患者のプライバシーについて、対面による服薬指導と同程度配慮する。

(3) 本人の資格情報の確認

- 原則として、薬剤師と患者双方が、身分確認書類(例えば、薬剤師は顔写真付きの身分証明書、HPKIカードや薬剤師免許等、患者は保険証やマイナンバーカード等)を用いて、薬剤師は薬剤師であること、患者は患者本人であることの確認を行うこと。
- ただし、社会通念上、当然に薬剤師、患者本人であると認識できる状況である場合には、服薬指導の都度本人確認を行う必要はないこと。

(4) 通信環境(情報セキュリティ)

このことに関する知識・研修については、
調剤報酬の「連携強化加算」の要件でもある

- オンライン服薬指導の実施における情報セキュリティ及びプライバシー保護等、必要な通信環境を確保。

なお、薬剤師個人所有端末・アカウントの
業務利用はリスクがある

- 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に沿った対策を行う。

サイバーセキュリティ対策が重要

(5) 薬剤師に必要な知識及び技能の確保

このことに関する知識・研修については、
調剤報酬の「連携強化加算」の要件でもある

- オンライン服薬指導の実施に当たっては、薬学的知識のみならず、情報通信機器の使用や情報セキュリティ等に関する知識が必要となるため、薬局開設者は、オンライン服薬指導を実施する薬剤師に対する研修を実施する。

(6) 薬剤の交付

- オンライン服薬指導後、調剤済みの薬剤の配送を行う場合には、薬剤師による患者への直接の授与と同視しうる程度に、当該薬剤の品質の保持や、患者本人への授与等がなされることを確保する。
- 薬剤の配送後、当該薬剤が確実に患者に授与されたことを電話等により確認する(配達業者の配達記録、アプリでの受領確認、メール等による確認も可)。
- 品質の保持に注意を要する薬剤、早急に授与する必要のある薬剤、麻薬・向精神薬、放射性医薬品など、厳格な管理を要する薬剤等については、配送料を徴収して薬局の従事者が届ける、患者又はその家族等に来局を求める等、工夫する。

(6) 薬剤の交付(医師によるオンライン診療を伴う場合)

医師による「オンライン診療」の留意事項として、
「初診の場合には以下の処方を行わない」ルールがある。

- 麻薬及び向精神薬の処方
- 基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する、
ハイリスク薬の処方
- 基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する、
8日分以上の処方

- 上記を踏まえて、これまでの来局の記録等から判断
して疑義がある場合には、処方した医師に遵守して
いるかどうか確認すること。

(7)服薬指導を受ける場所

- 患者がオンライン服薬指導を受ける場所は、適切な服薬指導を行うために必要な患者の心身の状態を確認する観点から、プライバシーが保たれるよう配慮すること。
- ただし、患者の同意があればその限りではない。

(8)服薬指導を行う場所

- 患者の求めがある場合又は患者の異議がない場合には、薬局以外の場所でも可能。
- 当該場所は、調剤を行う薬剤師と連絡をとることが可能であるとともに、対面による服薬指導が行われる場合と同程度に患者のプライバシーに配慮がなされていること。
- 当該薬剤師が服薬指導を行うために必要な情報を得られるよう、対象患者の調剤録の内容の共有を可能とする措置を講じること。

これらを踏まえると一般的には
当該の薬局内で行う方が安心だと思われる

(9) 処方箋

- 処方医等が処方箋を発行した際に、患者から、オンライン服薬指導を受けるため薬局に送付して欲しい旨の申出があった場合は、当該医療機関は、当該処方箋を患者に対して交付する代わりに当該薬局に直接送付することができること。
- 医療機関から「処方箋情報」の送付を受けた薬局は、医療機関から処方箋原本を入手するまでの間は、ファクシミリ、メール等により送付された「処方箋情報」により調剤等を行うことができる。
- 薬局は、医療機関から処方箋原本を入手し、ファクシミリ、メール等で送付された処方箋情報とともに保管する。

(10) その他①

- 患者が支払う配送料及び薬剤費等については、配送業者による代金引換の他、銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施して差し支えないこと。

(10) その他②

- 薬局は、オンライン服薬指導に係る事項を、薬局内の掲示やホームページへの掲載等を通じて、あらかじめ患者等に周知すること。

ア) オンライン服薬指導の時間に関する事項(例えば「予約制」等)

イ) オンライン服薬指導の方法(使用可能なソフトウェア、アプリケーション等)

ウ) 薬剤の配送方法

エ) 費用の支払方法(代金引換サービス、クレジットカード決済等)

オンライン服薬指導のメリット

- 患者さんにとって移動時間の軽減になる
- 患者さんにとって待ち時間の軽減になる

お互いイライラしない

- 薬局にとってじっくりと服薬指導ができる

時間のかけ方は一律ではないはず

- お互いにとって感染対策になる
- 薬局にとって新規患者の獲得になる

うまく使えば薬局の特色にもなる

オンライン服薬指導のデメリット

- 取得情報量が低下する場合もある

しっかりコミュニケーションがとれるかどうか

- 指導のタイミングと薬剤の授受のタイミングが異なる
- 調剤ミスに気づきにくい

数量や内容をお互いに確認しないと
トラブルのもとになる

- お互いの通信環境や機器の操作能力の影響を受ける

薬局・薬剤師を取り巻く波を うまく乗りこなすツールの1つとするか

社会のニーズ

地域の過疎化

新規患者の獲得

電子処方箋

対人業務への注力

業務の効率化

地域活動

地域の保健事業

OTC販売

在宅・介護



オンライン